

# 下水道事業における持続可能な経営の確保 に向けた施策等について



総務省

令和3年3月3日

総務省自治財政局準公営企業室

# 公営企業における更なる経営改革の推進について

## 公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴い、サービス需要が大幅に減少するおそれ
  - 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
  - 民間活用の推進等に伴い職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
  - 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となることが懸念
- ➡ さらに厳しい経営環境

## 更なる経営改革の推進

### 経営戦略の策定・PDCA

- 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- 中長期の人口減少の推計等を踏まえた、ストックマネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、投資・財政計画を策定
- 各公営企業において令和2年度までに策定するとともに、PDCAサイクルにより必要な見直しを図る

投資試算

財源試算

(計画期間内に収支ギャップを解消する)

投資・財政計画(基本10年以上)の策定

広域化等・  
民間活用

人材確保、  
組織体制の整備

新技術、ICTの  
活用

相互に反映

### 抜本的な改革の検討

- 公営企業が行っている事業の意義、経営形態等を検証し、今後の方向性について検討

①事業そのものの必要性・  
公営で行う必要性 (※1)

事業廃止

②事業としての持続可能性

民営化・民間譲渡

③経営形態  
(事業規模・範囲・担い手)

広域化等 (※2)

民間活用

(※1): 水道事業及び下水道事業については、公営で行う必要性が高く、地方公共団体の事業主体としての位置づけが法定されていることから、②・③を議論し、広域化等及び民間活用を検討

(※2): 広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化や病院事業における再編・ネットワーク化を含む概念

### 公営企業の「見える化」

- 複式簿記による経理を行うことで、経営・資産の状況の「見える化」を推進
  - 将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能
  - 広域化等や民間活用といった抜本的な改革の取組にも寄与
- 経営指標の経年分析や他の地方公共団体との比較を通じて、経営の現状及び課題を分析

公営企業会計の適用拡大

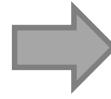
経営比較分析表の作成・公表

# 公営企業会計の適用拡大等について

公営企業とは: 住民生活に身近な社会資本の整備及びサービスの提供を行う主体

## 公営企業を取り巻く状況の変化と改革の必要性

- 著しい人口減少等による料金収入の減少
- 施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大
- 国・地方を通じた厳しい財政状況



将来にわたって持続可能な経営を確保するために、「経営の見える化」による経営基盤の強化が必要

## 地方公営企業法財務規定等の適用

### 目的

- 経営状況(損益情報・ストック情報等)の的確な把握等  
⇒ 経営効率化、経営改革の推進  
⇒ より適切な説明責任

### 公営企業会計の適用

- 発生主義・複式簿記の採用
- 経営成績(毎年度の利益・損失等フロー情報)・財政状態(資産・負債等ストック情報)の早期把握

### 予算・資産の弾力的運用

- 業務量の増加に応じた収入の支出への充当
- 資産の運用に係る特例(議会の議決不要)

## 期待される効果

将来にわたり持続可能な経営基盤の確保のために必要な情報の把握

➤ 持続可能なストックマネジメント等の推進

➤ 適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能に

➤ 広域化、民間活用等の抜本改革の推進

➤ 企業間での経営状況の比較

➤ 分かりやすい財務情報に基づく  
住民や議会によるガバナンスの向上

➤ 職員の経営マインドの育成

# 公営企業会計の適用拡大のロードマップ

H27.1月 総務大臣通知等により要請

H31.1月 総務大臣通知等により要請

H27

H28

H29

H30

R元

R2

R3

R4

R5

R6

<集中取組期間>

<拡大集中取組期間>

○ 簡易水道・下水道(公共・流域)  
<人口3万人以上>

移行

(移行完了)

新ロードマップ

○ 簡易水道・下水道(公共)  
<人口3万人未満>

できる限り移行

移行

※ ただし、既に廃止が決定している等、将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、期間内の移行が著しく困難な市区町村については、この限りでない

○ 下水道(集排・浄化槽)

団体の実情に応じて移行

できる限り移行

○ その他の事業

公営企業として継続的に経営を行っていく以上、原則として公営企業会計への移行が求められる。特に、資産規模が大きく、多額の更新投資を要する事業については、積極的に移行を検討

ロードマップ

# 公営企業会計適用の取組状況(R2.4.1時点)

- 人口3万人以上の地方公共団体のうち、公営企業会計を「適用済及び適用取組中」の団体の割合は、簡易水道事業で98.4%、公共下水道事業及び流域下水道事業で100%、その他の下水道事業で78.5%となっている。
- 人口3万人未満の地方公共団体のうち、公営企業会計を「適用済及び適用取組中」の団体の割合は、簡易水道事業で69.1%、下水道事業で66.7%となっている。

下記の取組状況調査結果は、総務省HPにおいて公表。 [https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/c-zaisei/kouei\\_kaikei.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kaikei.html)

## ○簡易水道事業※1

	人口3万人以上				人口3万人未満				全団体			
	R2.4.1時点		H31.4.1時点		R2.4.1時点		H31.4.1時点		R2.4.1時点		H31.4.1時点	
① 適用済及び適用に取組中	306	(98.4%)	304	(97.7%)	405	(69.1%)	272	(46.3%)	711	(79.3%)	576	(64.1%)
② 検 討 中	5	(1.6%)	7	(2.3%)	158	(27.0%)	208	(35.4%)	163	(18.2%)	215	(23.9%)
③ 検 討 未 着 手	0	(0.0%)	0	(0.0%)	23	(3.9%)	108	(18.4%)	23	(2.6%)	108	(12.0%)
合 計	311	(100%)	311	(100%)	586	(100%)	588	(100%)	897	(100%)	899	(100%)

## ○下水道事業※2

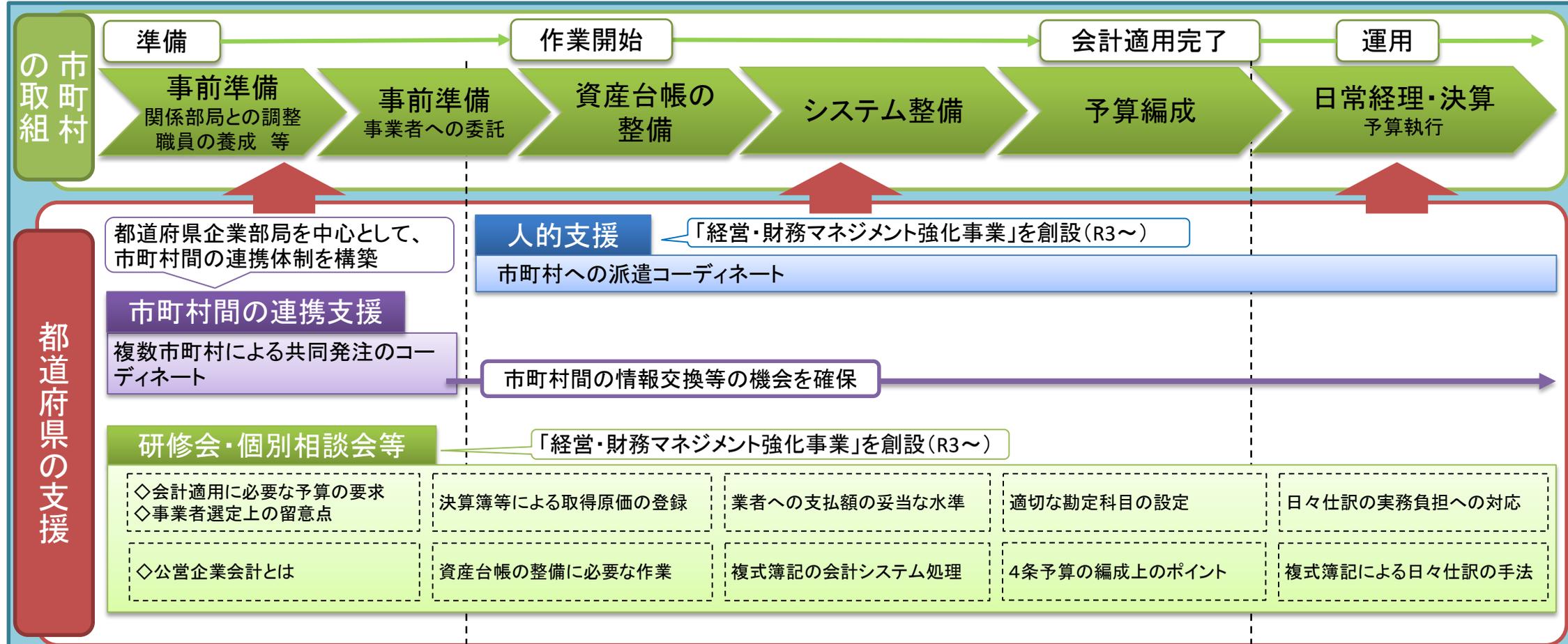
	人口3万人以上				人口3万人未満				全団体					
	公共下水道事業及び流域下水道事業		その他の下水道事業		R2.4.1時点		H31.4.1時点		R2.4.1時点		H31.4.1時点			
	R2.4.1時点		H31.4.1時点		R2.4.1時点		H31.4.1時点		R2.4.1時点		H31.4.1時点			
① 適用済及び適用に取組中	810	(100%)	811	(99.5%)	377	(78.5%)	544	(66.7%)	280	(34.5%)	1,356	(82.8%)	1,092	(66.6%)
② 検 討 中	0	(0.5%)	4	(0.5%)	77	(16.0%)	246	(30.1%)	410	(50.5%)	252	(15.4%)	418	(25.5%)
③ 検 討 未 着 手	0	(0.0%)	0	(0.0%)	26	(5.4%)	26	(3.2%)	122	(15.0%)	29	(1.8%)	130	(7.9%)
合 計	810	(100%)	815	(100%)	480	(100%)	816	(100%)	812	(100%)	1,637	(100%)	1,640	(100%)

取組の更なる推進に向けて、簡易水道事業における高料金対策及び下水道事業における高資本費対策に係る地方財政措置について、

- ・人口3万人以上の地方公共団体は、令和3年度から公営企業会計の適用を要件に加える
- ・人口3万人未満の地方公共団体は、新ロードマップの要請期限である令和6年度から公営企業の適用を要件に加えることとしている。

# 都道府県による市町村支援体制の構築

- 新ロードマップの推進に向けて都道府県に対し、個別市町村の状況を的確に把握し、その取組を総合的に支援することを要請。
- 市町村の取組に要する経費(会計適用債の対象)や、都道府県が行う市町村支援に要する経費について、普通交付税措置。



## プラットフォーム(都道府県—市町村連絡会議)の設置

都道府県  
市町村財政担当部局

都道府県  
公営企業部局

有識者・専門人材  
(自治体OB等)

- 都道府県は個別市町村の状況を把握し、上記の取組を通じ、適切な助言等を実施
- 市町村は自団体の課題を把握するとともに、他団体との情報交換を通じて取組を促進
- 都道府県が招聘する専門人材のサポートにより、専門性を確保

# 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業の創設

- 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている
- しかしながら、地方公共団体においては、人材不足等のため、こうした経営・財務マネジメントに係る「知識・ノウハウ」が不足し、小規模市町村を中心に公営企業会計の適用やストックマネジメント等の取組が遅れている団体もあるところ

➡ **地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じてアドバイザーを派遣する事業を創設**

## 事業概要

### (1) アドバイザーを派遣する政策テーマ

- 公営企業の経営戦略の策定・経営支援
- 公営企業会計の適用
- 地方公会計の整備
- 公共施設等総合管理計画の見直し(公共施設マネジメント)

### (2) 支援の方法

個別市区町村に継続的に派遣

都道府県に派遣

課題対応アドバイス事業
市区町村・公営企業が直面する課題に対して、当該課題の克服等、財政運営・経営の改善に向けたアドバイスを必要とする場合に団体の要請に応じて派遣

課題達成支援事業
上記の政策テーマの実施に当たり、知識・ノウハウが不足するために達成が困難な市区町村・公営企業に、技術的・専門的な支援を行うために派遣

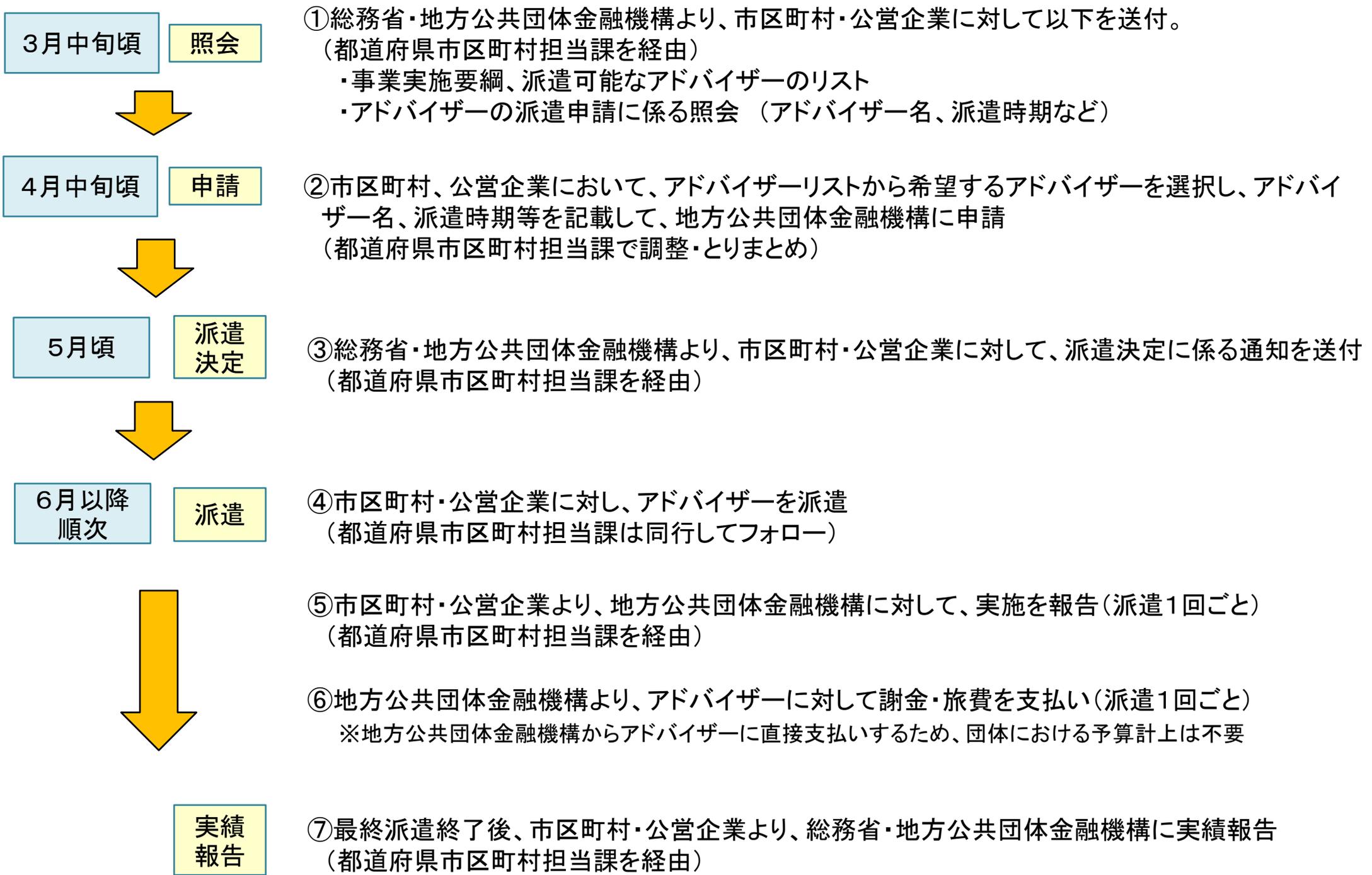
啓発・研修事業
都道府県が市区町村・公営企業の啓発のため政策テーマの研修を行う場合に派遣

※1 アドバイザーの派遣経費（謝金、旅費）は、地方公共団体金融機構が負担

※2 各都道府県の市区町村担当課と連携して事業を実施

### (3) 事業規模

- 約3億円（約500団体・公営企業への派遣を想定）



# 令和3年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について (令和3年1月22日付事務連絡(公営企業会計適用関係部分))

## 第2 公営企業の更なる経営改革の推進 3 公営企業の「見える化」の推進 (1) 公営企業会計の適用拡大

公営企業会計の適用については、「公営企業会計の適用の推進について」(平成27年1月27日付け総財公第18号総務大臣通知)及び「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」(平成27年1月27日付け総財公第19号総務省自治財政局長通知)により、下水道事業及び簡易水道事業を「重点事業」と位置付け、令和元年度までに集中的に取り組むを推進するよう要請してきたところである。これにより、都道府県及び人口3万人以上の市区町村については取組に大幅な進捗が見られる一方、人口3万人未満の市区町村については団体によって取組の進捗に差異が見られるなど、一層の取組が求められる状況にある。

このため、「公営企業会計の更なる適用の推進について」(平成31年1月25日付け総財公第9号総務大臣通知)及び「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」(平成31年1月25日付け総財公第10号総務省自治財政局長通知)により、重点事業について、人口3万人未満の市区町村においても令和5年度までに公営企業会計への移行が必要であることとしているので、各地方公共団体においては一層の取組を推進されたい。

なお、簡易水道事業における高料金対策及び下水道事業における高資本費対策に係る地方交付税措置については、人口3万人以上の地方公共団体は令和3年度から、人口3万人未満の地方公共団体は令和6年度から、公営企業会計の適用を要件とする予定であることにご留意いただきたい。

(略)

# 《参考》高資本費対策の概要

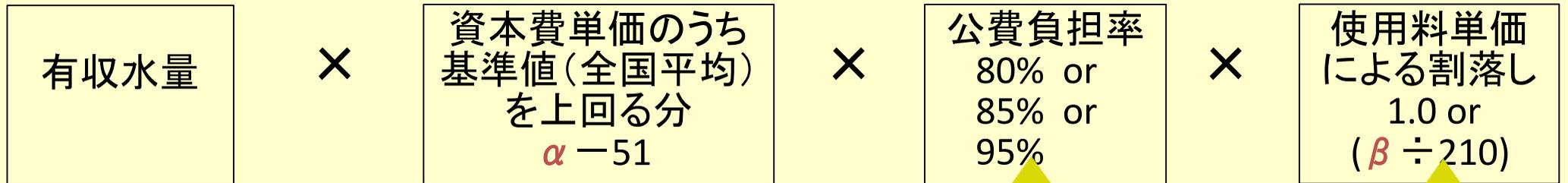
建設改良費が割高なため資本費が高額な下水道事業において、資本費負担の軽減を図ることにより、経営の健全性を確保することを目的として、資本費の一部を繰り出すとともに、交付税措置を講じるもの

1. 要件 供用開始後30年未満の下水道事業(特定公共下水道・流域下水道を除く。)のうち次の要件を満たすものに対して、下記の算式に基づき公費負担額を算出

※ 以下の資本費は、令和2年度繰出基準の対象要件であることに留意。

- ・ 資本費単価( $\alpha$ )※ 基準値＝全国平均(51円/m<sup>3</sup>(H30決算値))以上  
 ※分流式下水道等に要する資本費に対する公費負担額等を除いた後の資本費単価
- ・ 使用料単価( $\beta$ ) 150円/m<sup>3</sup> (月3,000円/20m<sup>3</sup>)以上
- ・ 経営戦略を策定していること

## 2. 公費負担額(繰出基準額)



## 3. 交付税措置額



法適用事業		法非適用事業	
資本費単価(円)	公費負担率(%)	資本費単価(円)	公費負担率(%)
基準値以上 基準値の1.5倍未満 (51～76)	80	基準値以上 基準値の1.5倍未満 (51～76)	80
基準値の1.5倍以上 基準値の3倍未満 (76～153)	85	基準値の1.5倍以上 基準値の6倍未満 (76～306)	85
基準値の3倍以上 (153～)	95	基準値の6倍以上 (306～)	95

・使用料単価が全国平均(140円)の1.5倍以上→1.0(割落としナシ)  
 ・使用料単価が150円～全国平均の1.5倍未満→ $\beta \div 210$ (割落としアリ)0.72～1.0)

# 公営企業会計の適用拡大に係る支援方策

## 1. 人的支援制度

- 総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じて公営企業会計の適用に係るアドバイザーを派遣する「経営・財務マネジメント強化事業」を創設(令和3年度～)
- 専門人材を活用し、小規模な団体における公営企業会計の適用のモデル事業を引き続き実施。

## 2. マニュアル・先進事例集

- 公営企業会計の適用に係る具体的な業務について取りまとめたマニュアルや、先行団体の事例を掲載した先進事例集、団体からの質問を取りまとめた質疑応答集を作成・公表(H31年3月)。
- 利便性向上のため、各種マニュアル等を一元化した上で、地方公共団体における取組の進捗や各団体との質疑応答を踏まえ、先進事例集や質疑応答集を充実。

## 3. 都道府県による市町村の支援

- 都道府県による市町村を対象とした公営企業会計の適用推進のための研修等のほか、都道府県と市町村が参加する体制を構築したうえで、個別相談会や、専門人材の養成及び各市町村への派遣を実施。
- 都道府県がこれらの取組に要する経費について、交付税措置。

## 4. 地方財政措置

- 公営企業会計の適用に要する経費に充当するための公営企業債(公営企業会計適用債)を措置し、その元利償還金に対して交付税措置。

# 公営企業会計の適用拡大に係る地方財政措置

## 1. 公営企業会計の適用に要する経費に係る地方財政措置

- 概要: 公営企業会計適用に要する経費について、地方債(公営企業会計適用債)を充当した場合に、その元利償還金の一部を一般会計からの繰出しの対象とし、当該繰出しについて地方交付税措置
- 対象経費: 地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費(基礎調査・基本計画等策定経費、資産評価・資産台帳作成経費、財務会計システム導入経費並びに財務規定等を適用した日の属する年度における会計処理及び財務諸表の作成に要する経費等をいう。ただし、財務規定等の適用に係る事務に従事する職員の給料等は原則として含まれない。)。
  - ※ 「公営企業経営支援人材ネット事業」に登録されている専門人材招へいに要する経費を対象にできる(公営企業経営支援人材ネット事業に要する経費に関する特別交付税の対象とする場合を除く)。
  - ※ 財務規定等を適用した1年目における決算書類の作成等に係る外部委託費も対象となる。
- 財政措置:
  - ー 簡易水道事業 : 元利償還金の1/2に繰出し、繰出額の100%に普通交付税措置
  - ー 下水道事業 : 元利償還金の一部に繰出し、元利償還金の21~49%に普通交付税措置
  - ー 上記以外の事業: 元利償還金の1/2に繰出し、繰出額の50%に特別交付税措置  
(都道府県・指定都市については財政力補正あり)
- 対象期間: 令和5年度まで ※R6.4.1に適用した団体は、令和6年度中の会計処理及び財務諸表の作成に要する経費も対象

## 2. 都道府県が行う市町村への支援に係る地方財政措置

- 概要: 都道府県が行う市町村の公営企業会計適用の取組への支援に要する経費について、普通交付税措置
- 対象経費: 会議・研修会等の開催、市町村を対象とした個別相談の実施、個別市町村との連絡調整(職員派遣等)、専門人材養成(研修実施費等)に要する経費
- 対象期間: 令和5年度まで

## 3. 公営企業会計適用前後の資本費平準化債の発行可能額に係る激変緩和措置

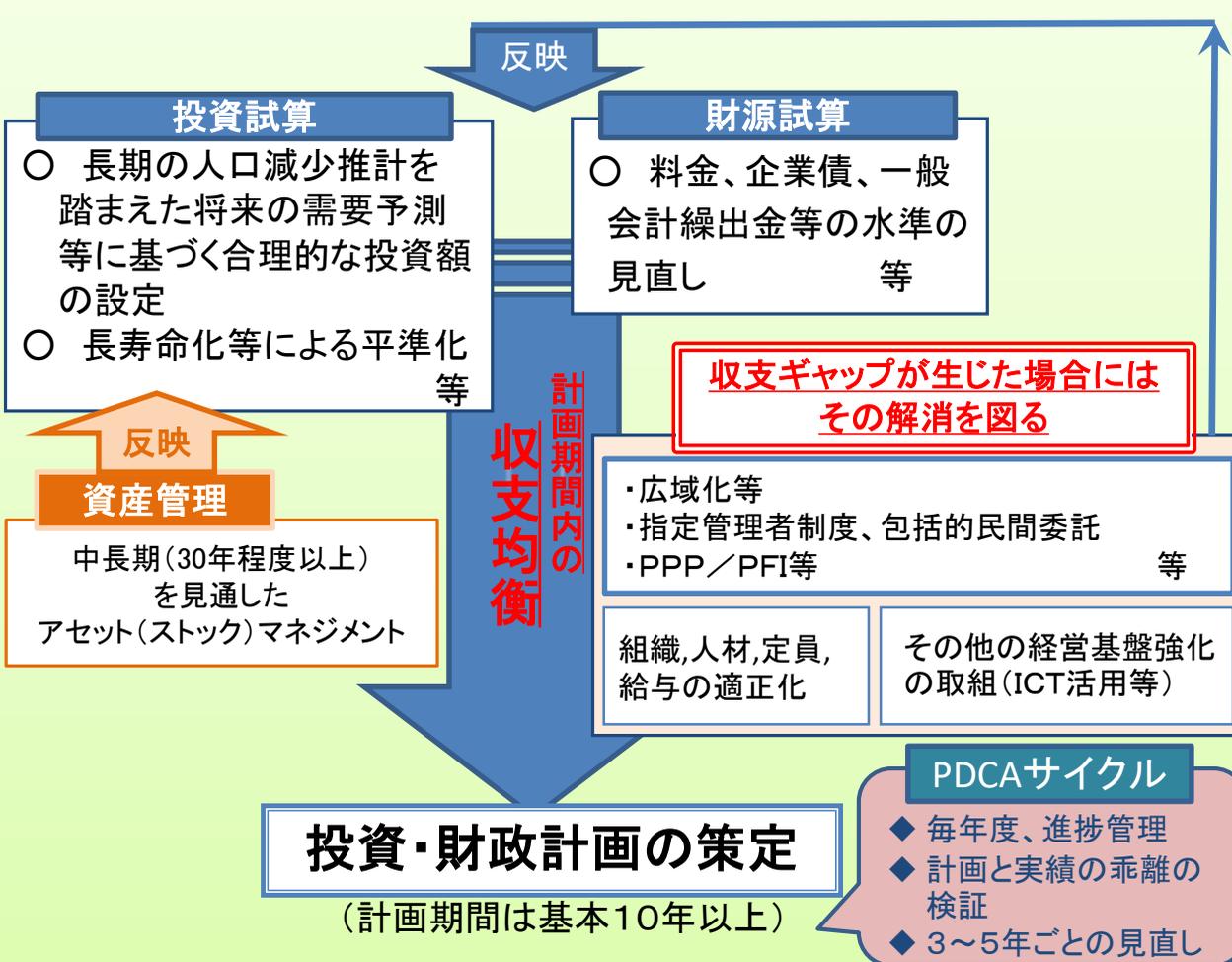
- 概要: 公営企業会計の適用に伴い資本費平準化債の発行可能額が減少する場合について、激変緩和措置を講ずる
- 措置内容: 令和6年4月1日までに会計適用した事業について、3年間にわたって激変緩和措置を実施(会計適用後の発行可能額が非適用の場合の算定方法に基づく発行可能額を下回る場合、差額に一定率を乗じた額を加算)

# 公営企業の「経営戦略」の策定・改定の推進について

- 各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請。  
(平成26年8月29日付け公営企業三課室長通知)

- 令和2年度までに策定率100%とすることを要請。  
(平成28年1月26日付け公営企業三課室長通知)
- 令和7年度までに見直し率100%とすることを要請。  
(令和3年1月22日付け公営企業三課室長事務連絡)

## 経営戦略 [イメージ]



## 経営戦略の策定・改定の推進

- 「経営戦略策定ガイドラインの策定・公表」  
(平成28年1月策定・公表、平成29年3月改訂)  
⇒平成31年3月に「**経営戦略策定ガイドライン**」を再改訂し、事業ごとの具体的な策定・改定実務の手引書となる「**経営戦略策定・改定マニュアル**」を作成。

### ガイドライン等の改訂内容

- ・「経営戦略」の策定後も、毎年度、進捗管理や計画実績との乖離検証を行い、**3年～5年ごとの改定**が必要。
- ・収支均衡を図るため、ストックマネジメント、公営企業会計の導入、料金水準の適正化の議論などを反映し、**質の向上**を図るよう要請。

## 策定状況

(毎年度、策定状況を調査・公表)

- 令和2年度までに92.3%が策定予定**。  
(令和2年3月31日時点の策定率は63.3%。)

## 財政措置等

- 経営・財務マネジメント強化事業(令和3年度から)
- 経営戦略の策定を要件としている地方財政措置
  - ・水道事業の高料金対策、水道管路耐震化事業、旧簡易水道施設(浄水場、管路等)の建設改良事業
  - ・下水道事業の高資本費対策

- 経営基盤強化と財政マネジメントの向上のツール
- 経営健全化に向けた議論の契機とするため住民・議会に対して「公開」

# 経営戦略の策定状況

## 経営戦略策定状況の「見える化」

### 経営戦略の策定状況

- **令和2年度までの策定を要請**（平成28年1月）。
- 令和2年3月31日時点の**策定率は63.3%**。**令和2年度までには、既に策定済みの事業を含め、92.3%が策定予定。**
- 一方、**策定予定年度未定の事業が5.5%**あるため、一層の策定推進が必要。

公営企業経営戦略の策定状況（令和2年3月31日）

（単位：事業）

	①策定済		②要請期間内に策定予定		小計 (①+②)		③令和3年度に 策定予定		③策定予定年度 未定		合計	
	事業数	(構成比)	事業数	(構成比)	事業数	(構成比)	事業数	(構成比)	事業数	(構成比)	事業数	(構成比)
水道	1,284	(70.6%)	478	(26.3%)	1,762	(96.9%)	21	(1.2%)	35	(1.9%)	1,818	(100.0%)
うち上水道	970	(73.7%)	331	(25.2%)	1,301	(98.9%)	8	(0.6%)	7	(0.5%)	1,316	(100.0%)
うち簡易水道	314	(62.5%)	147	(29.3%)	461	(91.8%)	13	(2.6%)	28	(5.6%)	502	(100.0%)
工業用水道	88	(58.7%)	48	(32.0%)	136	(90.7%)	2	(1.3%)	12	(8.0%)	150	(100.0%)
交通	36	(43.9%)	41	(50.0%)	77	(93.9%)	3	(3.7%)	2	(2.4%)	82	(100.0%)
電気	37	(40.2%)	46	(50.0%)	83	(90.2%)	4	(4.3%)	5	(5.4%)	92	(100.0%)
ガス	17	(73.9%)	4	(17.4%)	21	(91.3%)	2	(8.7%)	0	(0.0%)	23	(100.0%)
港湾整備	9	(9.7%)	72	(77.4%)	81	(87.1%)	7	(7.5%)	5	(5.4%)	93	(100.0%)
市場	13	(8.8%)	86	(58.5%)	99	(67.3%)	15	(10.2%)	33	(22.4%)	147	(100.0%)
と畜場	3	(7.1%)	24	(57.1%)	27	(64.3%)	1	(2.4%)	14	(33.3%)	42	(100.0%)
観光施設	42	(18.5%)	115	(50.7%)	157	(69.2%)	22	(9.7%)	48	(21.1%)	227	(100.0%)
宅地造成	31	(9.5%)	146	(44.8%)	177	(54.3%)	25	(7.7%)	124	(38.0%)	326	(100.0%)
駐車場	19	(10.6%)	121	(67.2%)	140	(77.8%)	14	(7.8%)	26	(14.4%)	180	(100.0%)
下水道	2,689	(75.6%)	767	(21.6%)	3,456	(97.1%)	38	(1.1%)	64	(1.8%)	3,558	(100.0%)
合計	4,268	(63.3%)	1,948	(28.9%)	6,216	(92.3%)	154	(2.3%)	368	(5.5%)	6,738	(100.0%)

※地方債の償還のみの事業、廃止（予定）事業を含む合計は7,023事業。

### 経営戦略の改定状況

- 過去に改定実績のある事業が313（7.2%）、今後改定を予定している事業が2,133（49.1%）、改定予定未定は1,897（43.7%）。

### 策定状況の「見える化」

- 令和2年3月31日時点での**全都道府県・市町村の事業別の策定状況を、総務省HPにおいて公表済**（令和2年11月）。
- 今後、毎年度調査を実施し、**策定状況の「見える化」を推進**する。

公表例（宮城県内の公営企業を抜粋）

都道府県	団体名	事業名	事業詳細	経営戦略の策定状況					
				①策定済	②取組中	③未着手	(②又は③の場合)	策定予定年度	
							R2	R3	未定
宮城県	宮城県	水道事業	上水道(用水供給)	○			-	-	-
宮城県	宮城県	工業用水道事業	工業用水道	○			-	-	-
宮城県	宮城県	下水道事業	流域下水道	○			-	-	-
宮城県	宮城県	下水道事業	特定環境保全公共下水道				-	-	-
宮城県	宮城県	港湾整備事業	港湾整備			○	○		
宮城県	宮城県	宅地造成事業	臨海土地造成			○			○
宮城県	宮城県	宅地造成事業	その他造成				-	-	-
宮城県	仙台市	水道事業	上水道(末端給水)	○			-	-	-
宮城県	仙台市	交通事業	自動車運送	○			-	-	-
宮城県	仙台市	交通事業	都市高速鉄道		○		○		-
宮城県	仙台市	ガス事業	ガス	○			-	-	-
宮城県	仙台市	下水道事業	公共下水道	○			-	-	-
宮城県	仙台市	下水道事業	特定環境保全公共下水道	○			-	-	-

※網掛けは、地方債の償還のみの事業や、廃止（予定）事業など。

## 経営戦略の策定・改定の推進

**未策定**の事業や、既に経営戦略を策定している事業で**質を高めるための改定**に取り組む事業に対しては、「**策定・改定ガイドライン**」や「**策定・改定マニュアル**」のほか、**経営・財務マネジメント強化事業の活用を促し**、策定・改定を推進する。

# 「抜本的な改革」の必要性と検討プロセス

## 抜本的な改革の必要性

現在の経営の効率化・健全化と、将来にわたる安定的な経営の継続のため、各公営企業は、公営企業会計の適用による損益・資産の正確な把握、経営比較分析表の活用、中長期的な投資必要額と財源の具体的な推計等により、事業の現在の課題、将来の見通し・リスクを「見える化」して把握、分析、公表した上で、こうした将来推計も踏まえ、当該事業の必要性と担い手のあり方について、抜本的な改革の検討を行うことが必要である。

## 「抜本的な改革」の検討プロセス

### ①事業そのものの必要性・公営で行う必要性

- 事業の意義、提供しているサービスの必要性について、各事業の特性に応じて検証(※1)  
⇒ 意義・必要性がないと判断された場合には、速やかに事業廃止等を行うべき
- 事業の継続、サービスの提供自体は必要と判断された場合でも、収支や採算性、将来性の点から、公営で行うべきかどうかを検討 ⇒ 民営化や民間譲渡について検討

(※1): 例えば、水道事業及び下水道事業は、地方公共団体の事業主体としての位置付けが法定されており、②・③を検討する。

### ②事業としての持続可能性

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設の更新需要や老朽化の程度、制度改正による影響等の経営上の課題等を勘案し、事業としての持続可能性を検証  
⇒ 持続可能性に問題があると判断された場合、事業の必要性に応じて事業廃止の検討または事業を持続可能なものとするための取組を実施

### ③経営形態(事業規模・範囲・担い手)

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設の更新需要の増大など、公営企業をめぐる経営環境が厳しさを増す中で、現在の経営形態を前提とした経営改革だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念  
⇒ 事業統合、施設の統廃合・共同設置、施設管理の共同化、管理の一体化等の広域化等(※2)、指定管理者制度、包括的民間委託、コンセッションを含むPPP/PFI方式等の民間活用を検討

(※2): 広域化等とは、事業統合はじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適な汚水処理施設を選択し整備する最適化を含む概念である。

3つの観点から  
4つの方向性を  
基本として  
抜本的な改革  
を検討

事業廃止

民営化・  
民間譲渡

広域化等  
(※2)

民間活用

○ 公営企業の抜本的な改革の方向性等については、総務省が平成28年度に設置した「公営企業の経営のあり方に関する研究会」において検討を行い、平成29年3月に報告書を取りまとめている。

○ 同報告書については総務省HPIにおいて公表しているため、各公営企業におかれては検討に当たって御参照されたい。

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/kenkyu/koeikigyou/index.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/koeikigyou/index.html)

# 「下水道財政のあり方に関する研究会」報告書 概要①(令和2年11月)

## 下水道事業等の現状

汚水処理人口普及率	下水道使用料収入	経費回収率	建設改良費	降雨の傾向
<ul style="list-style-type: none"> <li>○近年の推移 H21 85.7% →R1 91.7%</li> <li>○人口100万以上の団体:99.6% 人口5万人未満の団体:81.1%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○近年の推移 H21 1兆4,635億円 →H30 1兆5,537億円</li> <li>○今後は人口減少等に伴う有収水量の減少により収入減の見込み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○近年の推移 H21 84.5% →H30 97.2%</li> <li>○都市部の公共下水道では100%を超える一方、小規模事業では100%を大きく下回る水準</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○近年の推移 H21 1兆8,988億円 →H30 1兆5,656億円</li> <li>○うち改良事業の割合 H21 18.4% →H30 35.0%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○近年は雨の降り方が「局地化」「集中化」「激甚化」する傾向</li> <li>○時間雨量50ミリ以上の発生回数は約30年前の1.4倍に増加(アメダスの集計)</li> </ul>



## 検討の視点

- 下水道は、これまでの整備によって普及が進み、令和8年度を目標とする汚水処理施設整備の概成も近づく中、施設の維持管理経費や更新需要の増大等を見据えた、**持続的・安定的な経営の確保が今後の課題**
- 特に、**小規模事業者を中心に**、人口減少・過疎化の進行による使用料収入の減少、周辺部への下水道普及に伴う汚水処理費用の増加等により、経営は一層厳しさを増していく見込みであり、経費回収率が100%未満の事業における**使用料の水準や汚水処理の最適化の促進、特に経営が厳しい事業に対する地財措置のあり方についての検討が必要ではないか**
- 一方で、**雨水事業**に関しては、近年頻発する集中豪雨等に対応する**浸水対策への公費負担に対する方策についての検討が必要ではないか**

## 研究会メンバー

小西砂千夫(座長)	関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授	齋藤由里恵	中京大学経済学部准教授
足立泰美	甲南大学経済学部教授	佐々木寿一	秋田県建設部参事(兼)下水道マネジメント推進課長
飯島俊彦	横須賀市上下水道局経営部経営料金課長	長谷川謙	上越市都市整備部生活排水対策課長
井出多加子	成蹊大学経済学部教授	植野栄治(オブザーバー)	農林水産省農村振興局整備部地域整備課長
宇野二郎	横浜市立大学国際総合科学群教授	梶原輝昭(オブザーバー)	国土交通省水管理・国保全局下水道部下水道企画課長
金崎健太郎	武庫川女子大学経営学部教授	松原誠(オブザーバー)	国土交通省水管理・国保全局下水道部下水道事業課長
小室将雄	有限責任監査法人トーマツパートナー	山本泰生(オブザーバー)	環境省環境再生・資源循環局浄化槽推進室長

# 「下水道財政のあり方に関する研究会」報告書 概要②(令和2年11月)

## 下水道事業に係る地方財政措置の今後の方向性

### 1. 下水道事業債の元利償還金に対する地方財政措置

#### ①財政措置の見直しについて

・公共下水道全体としての地財措置上の雨水・汚水資本費の割合は、直近の決算状況と照らして変更する状況には無い一方、個別団体によって、地財措置上の公費負担割合と繰出しの実態の乖離幅にばらつきがあることや下水道事業の環境変化等(新設事業の減少、更新経費や維持管理費の増加等)を踏まえた、**汚水事業に対する公費負担のあり方については、下水道事業の持続可能性の確保等の観点から今後も不断の検討が必要と考えられる。**

#### ②雨水事業に対する財政措置

・近年の内水氾濫対策の必要性の高まりや、雨水事業への繰出しの実態等を踏まえ、**緊急性の高い雨水事業への地財措置のあり方を検討すべき。**

#### ③雨水事業・汚水事業の収支の分離

・収支の分離は、汚水事業における適正な使用料徴収に向けた算定根拠の明確化や、広域化・共同化の推進等に繋がることが期待できる。分離にあたっては、**セグメントで区分し、予算書及び決算書のセグメント情報に関する注記による公表**が考えられる。

#### ④「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく公害防止対策事業債(公防債)

・公防債対象団体には大都市やその周辺地域が多く、当該団体の下水道整備水準は高く、経営状況も良好であることを踏まえ、**公害財特法の法期限到来(R2年度末)後における下水道事業に係る特別な地財措置については、その必要性も含め適切なあり方を検討すべき。**検討にあたっては、今後の環境省等における、同法に関する議論の動向も十分注視が必要であるが、仮に同法が失効する場合には、失効後の一定期間は、制度の終了に伴う影響等に対する適切な配慮も必要と考えられる。

### 2. 使用料

#### ①使用料水準

・「月3,000円/20㎡・月」という水準は、**雨水公費・汚水私費の原則、経費回収率や住民負担の状況、下水道経営の持続可能性の確保等を総合的に勘案しつつ、検討が必要**と考えられる。見直しに当たっては、単に水道料金を参考とせず、下水道事業の持続可能性の確保等、より適切な考え方に基づいた検討が必要。また、使用料水準は地財措置の前提条件となってることから、繰出基準も含めた下水道事業に対する地方財政措置のあり方とも一体的に検討する視点も必要。

#### ②資産維持費

・下水道の新設事業がピークを越え、今後は更新事業が増大する見込みであり、**資産維持費について団体において検討を進めていく時期**にきている。導入のタイミングについても、経費回収率の状況や累積赤字の有無等、各団体がそれぞれの事情に合わせて検討が必要。

### 3. 高資本費対策

#### ①対象年限の要件

・**制度設計の前提に相違して、供用開始後30年経過後も資本費が高止まりし、30年前後での収支均衡が成立しなくなっているケースも存在するものと考えられる**ことから、**対象年限要件の見直しは必要**と考えられるが、単に年限延長のみ検討するのではなく、制度自体の考え方を改めて整理するなど、**高資本費対策のあり方についての更なる抜本的な検討が必要**と考えられる。

#### ②更なる経営努力に関する要件

・総務省が公営企業会計導入を要請していることも踏まえると、例えば**一定の周知期間を確保の上で、要件に「公営企業会計の適用」を追加**ことが考えられる。

### 4. 汚水処理の最適化

・既整備区域も含め、最適化を一層促進するための仕組みとして、**下水道に係る地財措置の適用にあたって最適化に向けた検討状況を勘案**することも考えられる。

# その他下水道事業関係施策

# 緊急自然災害防止対策事業費の大幅拡充・延長

- 近年、災害が激甚化・頻発化する中、地方団体が引き続き防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、緊急自然災害防止対策事業費について対象事業及び事業費を大幅拡充した上で、事業期間を延長
- 政府を挙げて取り組む流域治水対策等を対象事業に追加し、所要事業費として1,000億円を増額
- 延長期間は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間を踏まえ、5年間とする

【事業期間】 令和3年度～令和7年度

【事業費】 4,000億円（令和2年度：3,000億円（対前年度比：+1,000億円増、+3割増））

【地方財政措置】 充当率100%、交付税措置率70%

【対象事業】

## 1. 流域治水対策に資する地方単独事業を対象事業として拡充

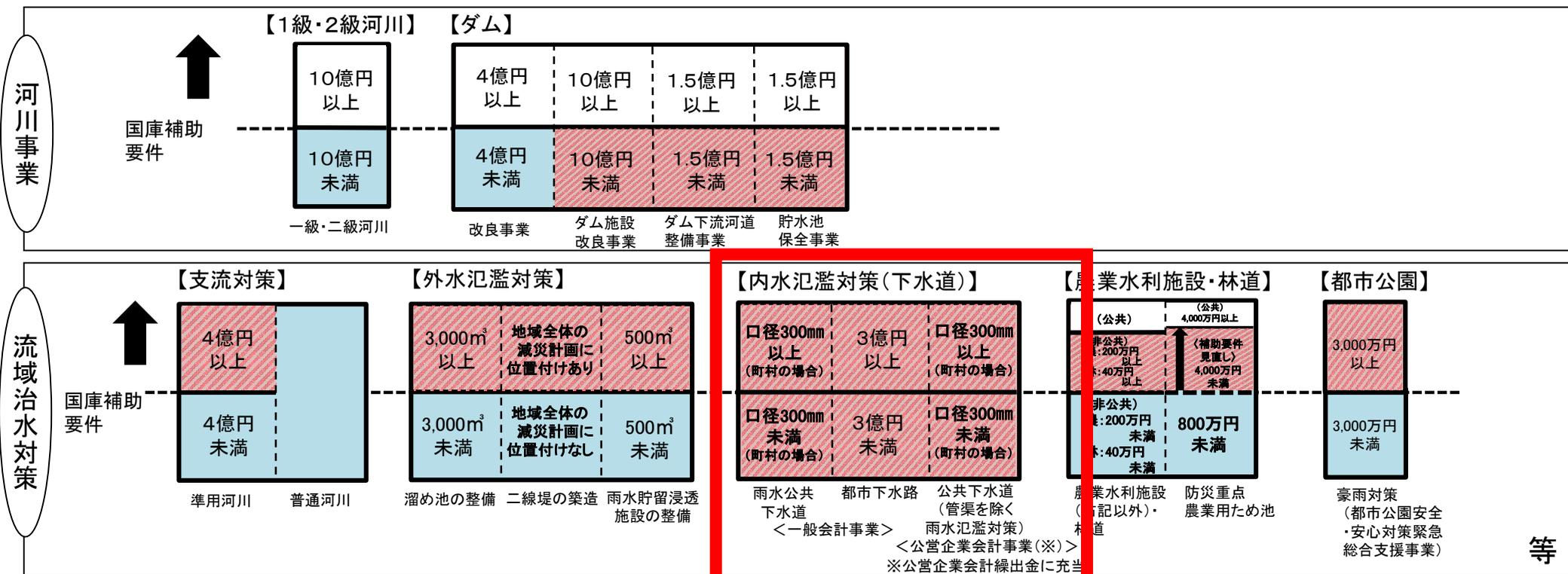
### 主な拡充内容



対象拡充部分



現行の対象事業



## 2. 道路防災について、小規模事業に限るとの現行の要件を撤廃した上で、橋梁・道路の洗掘・流失対策を追加

※現行の対象施設：道路防災（法面・盛土対策・冠水対策等）、河川、治山、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊、農業水利防災、港湾・漁港防災 等

# 緊急自然災害防止対策事業債の拡充（公共下水道事業関係）

## 対象経費

公共下水道事業における以下の対象施設に係る整備事業に要する経費として一般会計から下水道事業会計に繰り出した額

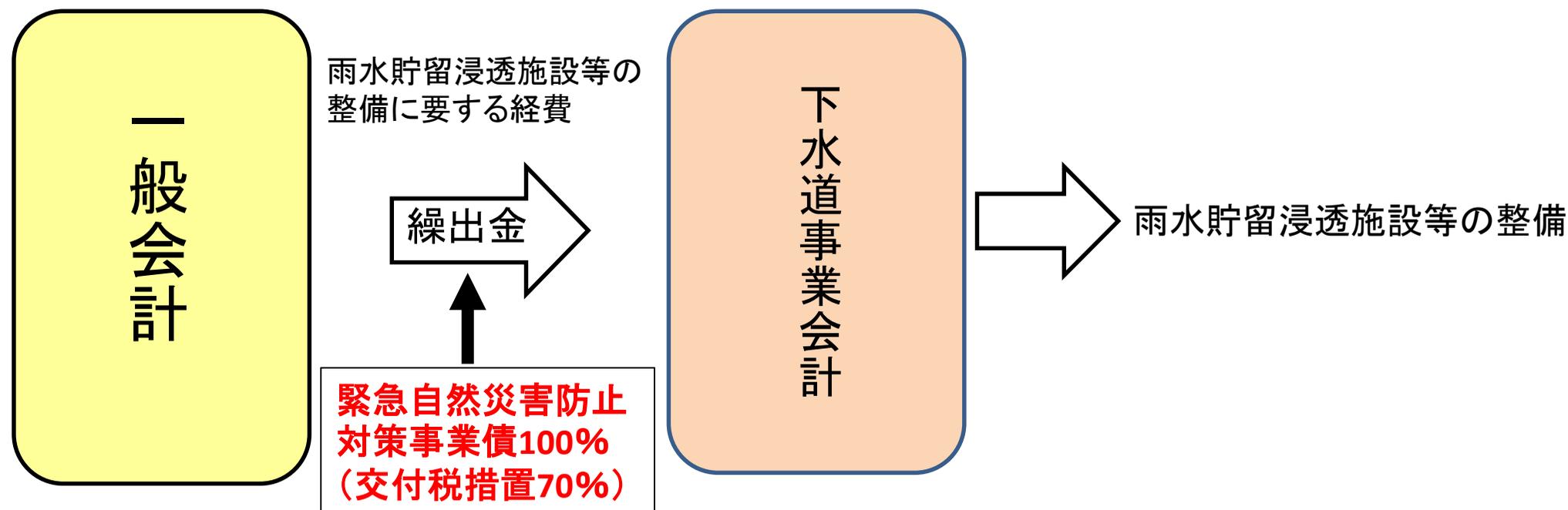
[対象施設] 雨水貯留浸透施設、雨水ポンプ、樋門、樋管

※ただし、地方単独事業として実施するものに限る

## 財政措置

充当率100%

元利償還金の70%を交付税措置



※その他、一般会計事業として行う都市下水路、雨水公共下水道における内水氾濫対策事業にも緊急自然災害防止対策事業債の充当が可能

# 「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効後の財政措置について（令和3年1月29日付事務連絡）（一部）

## 1. 対象団体

公害財特法の失効後において、以下の要件のいずれかに該当する地方公共団体を対象団体とする。

- ① 失効前の公害財特法に基づく公害防止対策事業計画についての環境大臣の同意基準（「公害防止対策事業計画の同意基準」（平成23年12月決定））を満たす地方公共団体
- ② 失効前の公害財特法に基づく総務大臣指定事業の基準（「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第3条第4項の規定に基づく総務大臣の指定基準について（自治財政局内規）」（平成23年10月決定））を満たす事業を実施する地方公共団体

## 2. 対象事業

過去に実施した公害防止対策事業と同種かつ一体性がある事業を対象事業とする。

## 3. 事業計画

対象団体は、対象事業について、事業所管省庁と調整の上、事業計画を作成する。

## 4. 財政措置の内容

### （1）公共下水道及び流域下水道の設置及び改築の事業

※事業計画に基づいて実施する公共下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号イに規定するものに限る。）及び流域下水道（同条第4号イに規定するものに限る。）（以下「公共下水道等」という。）の設置及び改築の事業（下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第24条の2第1項第1号ロに規定する特定公共下水道の設置及び改築の事業並びに公共下水道等における処理場、ポンプ場及び管路施設の供用開始後25年を経過したものに係る事業で、下水の処理量の増大又は放流水の水質の改善に資さないものを除く。）に限る。

（参考）「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第5条の規定による地方債の指定について」（平成23年11月14日付け総財調第35号）

### ① 国庫補助

事業計画に基づく事業について、予算の範囲内で1/2等の補助を行う。※下水道法に基づく通常の措置

### ② 地方財政措置

事業計画に基づき実施する事業の地方負担について、下水道事業債（旧公害防止対策事業分）（仮称）（充当率100%）を充当し、その元利償還金の50%に相当する額を基準財政需要額に算入する。

# 建設改良費（浸水対策分）の調査の実施（案）

- ・市街化の進行による雨水流出量の増加、気候変動に伴う降雨量の増加等により内水氾濫の被害リスクが増大。
- ・都市に降った雨水の速やかな排除という下水道による浸水対策の重要性が増大。
- ・一方、現行の地方公営企業決算状況調査では、浸水対策に係る建設改良費についての明確な統計数値が存在しない。

## ・調査対象

公共下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道として実施する事業のうち、浸水の防除を目的とした管渠等の整備に係る事業の建設改良費（決算値）

## ・算定方法

各自治体において浸水対策に係る建設改良費を区分している場合、それに対応する決算値を算定し、回答すること。また、その際には、浸水対策に係る建設改良費の区分方法の概要を提出すること。

当該区分がない場合は、浸水対策を主目的とする事業の事業費を回答すること。

※浸水対策事業とは、概ね以下の例に掲げる事業であること。

【例】 浸水対策のために実施する、雨水管、雨水ポンプ、雨水吐、調整池、雨水貯留浸透施設等の整備等

## ・実施スケジュール

令和3年4月	・調査実施について周知	
令和3年9月頃	・調査実施 （令和3年度においては試行とする。）	・回答期間は約2ヶ月を予定。
令和4年以降	・毎年9月頃の調査を予定	・実施内容、期間等については令和3年度調査結果により調整を行う可能性あり。 21